ける者を含む者の共有に係る場合を除く。）であつて、持分の定めがある場合　一万七千円に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額

三　法第十八条第三項において準用する特許法第百九十五条第六項の規定による軽減を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて、持分の定めがある場合　国以外の各共有者ごとに一万七千円にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額

2　［略］

（手数料の一部返還）

第五十条　国際出願が法第八条第一項の規定により国際調査報告が作成されている先の国際出願を基礎とする優先権の主張を伴う場合において、当該国際出願についての国際調査報告を作成するためにその先の国際出願の国際調査報告の相当部分を利用することができる場合は、納付手数料のうち、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額を出願人の請求により返還する。

一　法第十八条第二項の表一の項第二欄イに掲げる場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロ及びハに該当する場合以外の場合　五万七千円（軽減を受ける者にあつては、五万七千円に軽減の割合を乗じて得た額。ハにおいて同じ。）

ロ　法第十八条第三項において準用する特許法第百九十五条第五項の規定による国と国以外の者との共有に係る場合（軽減を受ける者を含む者の共有に係る場合を除く。）であつて、持分の定めがある場合　一万円に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額

三　法第十八条第三項において準用する特許法第百九十五条第六項の規定による軽減を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて、持分の定めがある場合　国以外の各共有者ごとに一万円にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額

2　［略］

（手数料の一部返還）

第五十条　国際出願が法第八条第一項の規定により国際調査報告が作成されている先の国際出願を基礎とする優先権の主張を伴う場合において、当該国際出願についての国際調査報告を作成するためにその先の国際出願の国際調査報告の相当部分を利用することができる場合は、納付手数料のうち、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額を出願人の請求により返還する。

一　法第十八条第二項の表一の項第二欄イに掲げる場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロ及びハに該当する場合以外の場合　二万八千円（軽減を受ける者にあつては、二万八千円に軽減の割合を乗じて得た額。ハにおいて同じ。）

ロ　法第十八条第三項において準用する特許法第百九十五条第五項の規定による国と国以外の者との共有に係る場合（軽減を受ける者を含む者の共有に係る場合を除く。）であつて、持分の定めがある場合　五万七千円に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額

ハ　法第十八条第三項において準用する特許法第百九十五条第六項の規定による軽減を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて、持分の定めがある場合　国以外の各共有者ごとに五万七千円にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額

二　法第十八条第二項の表一の項第二欄ロに掲げる場合　六万七千円

2・3　［略］

（手数料）

第八十二条　［略］

2　［略］

3　特例法第十五条の三（同法第十六条において準用する場合を含む。）の規定は、第一項の規定により納付すべき手数料について特例法第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用せず指定立替納付者による納付の申出をする場合（当該申出をする者が特許庁の窓口において手続に係る書面を提出することにより行う場合に限る。）に準用する。

4　前項において準用する特例法第十五条の三第一項の規定による納付の申出は、手続に係る書面に、指定立替納付者による納付である旨及び納付しようとする手数料の額を記載することによりしなければならない。

［新設］

ハ　法第十八条第三項において準用する特許法第百九十五条第六項の規定による軽減を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて、持分の定めがある場合　二万八千円に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額

二　法第十八条第二項の表一の項第二欄ロに掲げる場合　六万二千円

2・3　［略］

（手数料）

第八十二条　［略］

2　［略］

［新設］

備考　表中の［　］は注記である。

様式第十八の二、様式第二十の三、様式第二十の四、様式第二十二の二、様式第二十七の二及び様式第二十九の二を次のように改める。